

令和4年1月1日から 健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます

社内掲示板用

村田製作所健康保険組合（MKK） R3年12月

治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるよう、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」により健康保険法等が改正されます

法改正のポイント

● 傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6か月」になります。

- ・ 同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6か月に達する日まで対象となります。
- ・ 支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6か月を超えても、繰り越して支給可能になります。

● 傷病手当金の支給期間の通算化に伴い、MKKの傷病手当金付加金（標準報酬日額+10%部分）についても通算化されます。

● この法改正は、令和4年1月1日から施行されます。

- ・ 令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

ご不明な点は、村田製作所健康保険組合までお問い合わせください

QRコード

お問い合わせは
こちらまで →



<https://mdadam.maildealer.jp/f.php?c=62&s=13a1>

法改正の前後比較については、次ページの図を参考にしてください ⇒

令和4年1月1日から 健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます

社内掲示板用

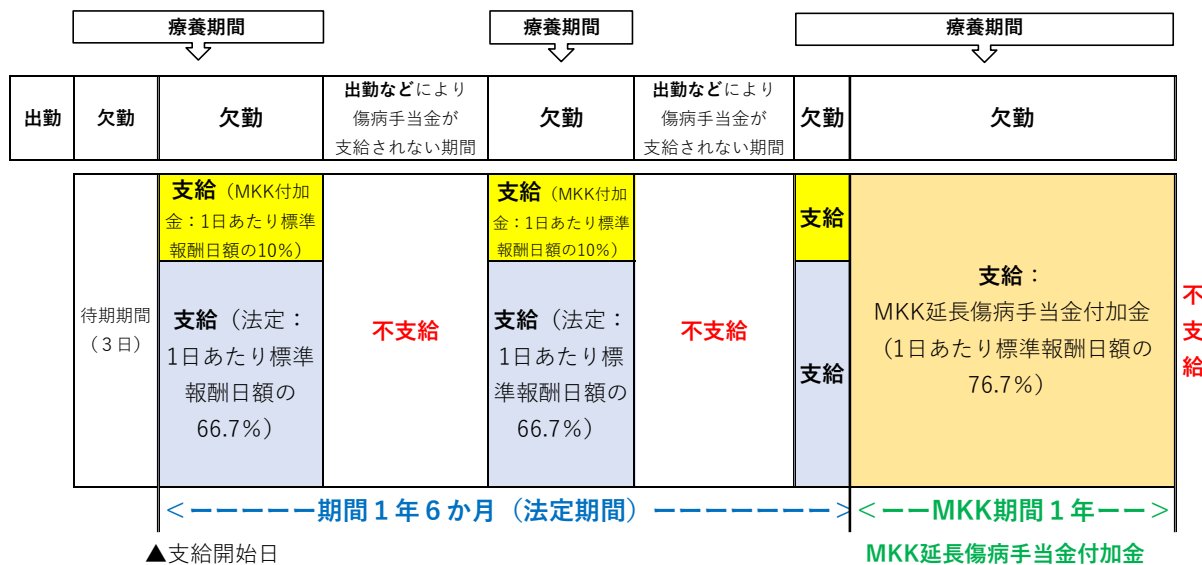
村田製作所健康保険組合（MKK） R3年12月

●この法改正は、令和4年1月1日から施行されます。

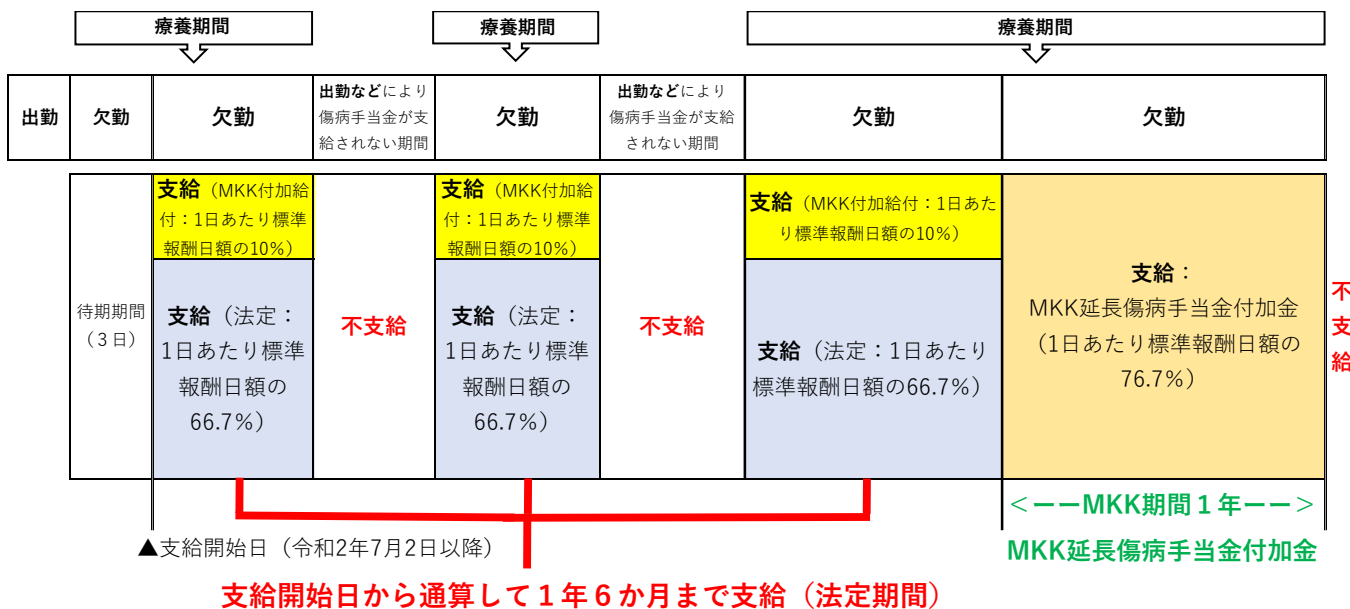
- ・令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金（令和2年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

支給期間の考え方

現行の傷病手当金の支給期間



改正後の傷病手当金の支給期間



【健保組合からその他お願い】

傷病手当金は休業中の生活保障を目的とした制度ですので原則1日～末日の1ヶ月単位でご請求ください。